

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民健康保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県北茨城市長

公表日

令和5年3月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険の保険給付・保険料の賦課徴収事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法に基づき国民健康保険業務を実施している。</p> <p>①被保険者の加入期間を管理し、納付状況に応じて、被保険者証、短期保険証、資格証明書を交付している。</p> <p>②医療機関で受診した記録を管理し、高額療養費の算定・支給を行っている。また、その受診が不当であった場合は保険者負担分の返納請求を実施する。</p> <p>③被保険者の加入期間、所得及び資産を把握し保険料の算定をし、納入通知書の印刷を行っている。また、口座払いの申し込みがあった場合は口座情報をもとに金融機関に保険料の徴収を依頼し、公的年金受給者については特別徴収情報をもとに公的年金からの天引き依頼を行っている。</p> <p>④収納業務を行い、納期限までに徴収できない場合、滞納整理業務を実施する。</p> <p>⑤オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等に関する事務を実施する。</p> <p>⑥公金受取口座情報の利用</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	<p>国民健康保険システム、統合宛名システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、年金集約システム、バックアップシステム、中間サーバー、国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)という。)、医療保険者等向け中間サーバー</p> <p>* 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市町村に設置される国保総合PCで構築される。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 第30項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(以下「主務省令」という。) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び第9条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13項 【情報提供の根拠】 ・番号法別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、81、87、88、93、97、106、109、120の各項 ・主務省令 第1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、12の3、15、19、20、22の2、24の2、25、25の2、33、41の2、43、43の2、44、46、49、55の2、59の3の各条 【情報照会の根拠】 ・番号法別表第二 第27、42、43、44、45の各項 ・主務省令 第20、25、25の2、26の各条 【オンライン資格確認の準備業務の根拠】 ・番号法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	市民福祉部 保険年金課	
②所属長の役職名	課長	
6. 他の評価実施機関		
—		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	保険年金課 〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地 電話0293-43-1111	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	保険年金課 〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地 電話0293-43-1111	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月25日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月31日	I 関連情報、3個人番号の利用、法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条の1 別表第一 第30項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条の1 別表第一 第30項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 	事後	法令上根拠修正
平成29年5月31日	I 関連情報、4情報提供ネットワークシステムによる情報連携、②法令上の根拠	<p>(照会ができる根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条の7 別表第二 第27、42、43、44、45の各項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20、25、26の各条 <p>(提供ができる根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法 第19条の7 別表第二 第1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109の各項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1、2、3、4、5、15、19、20、25、33、43、44、46、49、53の各条 	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法 第19条の7 別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、106、109の各項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、12の3、15、19、20、25、33、41の2、43、44、46、49、55の2の各条 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条の7 別表第二 第27、42、43、44、45の各項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20、25、25の2、26の各条 	事後	法令上根拠修正
平成29年5月31日	IIしきい値判断項目、1対象人数、いつ時点の計数か	平成27年8月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成29年5月31日	IIしきい値判断項目、2取扱者数、いつ時点の計数か	平成27年9月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成29年6月5日	I 関連情報、1特定個人情報を取り扱う事務、③システムの名称	国民健康保険システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、年金集約システム、バックアップシステム、中間サーバー	国民健康保険システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、年金集約システム、バックアップシステム、中間サーバー、国保総合(国保集約)システム(次期国保総合システム及び国保情報集約システム)	事前	システム名称追加
平成31年4月26日	IIしきい値判断項目、1対象人数、いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成31年1月7日時点	事後	時点修正
平成31年4月26日	IIしきい値判断項目、2取扱者数、いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月28日	I 関連情報、1特定個人情報を取り扱う事務、①事務の概要	<p>国民健康保険法に基づき国民健康保険業務を実施している。</p> <p>①被保険者の加入期間を管理し、納付状況に応じて、被保険者証、短期保険証、資格証明書を交付している。</p> <p>②医療機関で受診した記録を管理し、高額療養費の算定・支給を行っている。また、その受診が不当であった場合は保険者負担分の返納請求を実施する。</p> <p>③被保険者の加入期間、所得及び資産を把握し保険料の算定をし、納入通知書の印刷を行っている。また、口座払いの申し込みがあった場合は口座情報をもとに金融機関に保険料の徴収を依頼し、公的年金受給者については特別徴収情報をもとに公的年金からの天引き依頼を行っている。</p> <p>④収納業務を行い、納期限までに徴収できない場合、滞納整理業務を実施する。</p>	<p>国民健康保険法に基づき国民健康保険業務を実施している。</p> <p>①被保険者の加入期間を管理し、納付状況に応じて、被保険者証、短期保険証、資格証明書を交付している。</p> <p>②医療機関で受診した記録を管理し、高額療養費の算定・支給を行っている。また、その受診が不当であった場合は保険者負担分の返納請求を実施する。</p> <p>③被保険者の加入期間、所得及び資産を把握し保険料の算定をし、納入通知書の印刷を行っている。また、口座払いの申し込みがあった場合は口座情報をもとに金融機関に保険料の徴収を依頼し、公的年金受給者については特別徴収情報をもとに公的年金からの天引き依頼を行っている。</p> <p>④収納業務を行い、納期限までに徴収できない場合、滞納整理業務を実施する。</p> <p>⑤オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等に関する事務を実施する。</p>	事前	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によるオンライン資格確認の導入に伴う修正
令和2年12月28日	I 関連情報、1特定個人情報を取り扱う事務、③システムの名称	国民健康保険システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、年金集約システム、バックアップシステム、中間サーバー、国保総合(国保集約)システム(次期国保総合システム及び国保情報集約システム)	国民健康保険システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、年金集約システム、バックアップシステム、中間サーバー、国保総合(国保集約)システム(次期国保総合システム及び国保情報集約システム)、医療保険者等向け中間サーバー	事前	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によるオンライン資格確認の導入に伴う修正
令和2年12月28日	I 関連情報、3個人番号の利用、法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条の1 別表第一 第30項</p> <p>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</p>	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条の1 別表第一 第30項</p> <p>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</p> <p>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事前	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によるオンライン資格確認の導入に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月28日	I 関連情報、4情報提供ネットワークシステムによる情報連携、②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条の7 別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、106、109の各項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、12の3、15、19、20、25、33、41の2、43、44、46、49、55の2の各条 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条の7 別表第二 第27、42、43、44、45の各項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20、25、25の2、26の各条 	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条の7 別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、106、109の各項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、12の3、15、19、20、25、33、41の2、43、44、46、49、55の2の各条 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条の7 別表第二 第27、42、43、44、45の各項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20、25、25の2、26の各条 <p>【オンライン資格確認の準備業務の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	事前	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によるオンライン資格確認の導入に伴う修正
令和2年12月28日	IIしきい値判断項目、評価対象の事務の対象人数は何人以上か	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	時点修正
令和2年12月28日	IIしきい値判断項目、1対象人数、いつ時点の計数か	平成31年1月7日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年12月28日	IIしきい値判断項目、2取扱者数、いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報、4情報提供ネットワークシステムによる情報連携、②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条の7 別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、106、109の各項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、12の3、15、19、20、25、33、41の2、43、44、46、49、55の2の各条 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条の7 別表第二 第27、42、43、44、45の各項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20、25、25の2、26の各条 <p>【オンライン資格確認の準備業務の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	<p>番号法第19条第8号 別表第二 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(以下「主務省令」という。)</p> <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、106、109の各項 ・主務省令 第1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、12の3、15、19、20、25、33、41の2、43、44、46、49、55の2の各条 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法別表第二 第27、42、43、44、45の各項 ・主務省令 第20、25、25の2、26の各条 <p>【オンライン資格確認の準備業務の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	事後	法令上根拠修正
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目、評価対象の事務の対象人数は何人以上か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	時点修正
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目、1対象人数、いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年1月27日時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目、2取扱者数、いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月24日	I 関連情報、1 特定個人情報を取り扱う事務、②事務の概要	<p>国民健康保険法に基づき国民健康保険業務を実施している。</p> <p>①被保険者の加入期間を管理し、納付状況に応じて、被保険者証、短期保険証、資格証明書を交付している。</p> <p>②医療機関で受診した記録を管理し、高額療養費の算定・支給を行っている。また、その受診が不当であった場合は保険者負担分の返納請求を実施する。</p> <p>③被保険者の加入期間、所得及び資産を把握し保険料の算定をし、納入通知書の印刷を行っている。また、口座払いの申し込みがあった場合は口座情報をもとに金融機関に保険料の徴収を依頼し、公的年金受給者については特別徴収情報をもとに公的年金からの天引き依頼を行っている。</p> <p>④収納業務を行い、納期限までに徴収できない場合、滞納整理業務を実施する。</p> <p>⑤オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等に関する事務を実施する。</p>	<p>国民健康保険法に基づき国民健康保険業務を実施している。</p> <p>①被保険者の加入期間を管理し、納付状況に応じて、被保険者証、短期保険証、資格証明書を交付している。</p> <p>②医療機関で受診した記録を管理し、高額療養費の算定・支給を行っている。また、その受診が不当であった場合は保険者負担分の返納請求を実施する。</p> <p>③被保険者の加入期間、所得及び資産を把握し保険料の算定をし、納入通知書の印刷を行っている。また、口座払いの申し込みがあった場合は口座情報をもとに金融機関に保険料の徴収を依頼し、公的年金受給者については特別徴収情報をもとに公的年金からの天引き依頼を行っている。</p> <p>④収納業務を行い、納期限までに徴収できない場合、滞納整理業務を実施する。</p> <p>⑤オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等に関する事務を実施する。</p> <p>⑥公金受取口座情報の利用</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理 機</p>	事前	公金受取口座利用開始及びクラウド環境における国保情報集約システム機器更改に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月24日	I 関連情報、1特定個人情報を取り扱う事務、③システムの名称	国民健康保険システム、統合宛名システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、年金集約システム、バックアップシステム、中間サーバー、国保総合(国保集約)システム(次期国保総合システム及び国保情報集約システム)、医療保険者等向け中間サーバー	国民健康保険システム、統合宛名システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、年金集約システム、バックアップシステム、中間サーバー、国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)という。)、医療保険者等向け中間サーバー * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市町村に設置される国保総合PCで構築される。	事前	クラウド環境における国保情報集約システム機器更改に伴う修正
令和5年3月24日	I 関連情報、3個人番号の利用、法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条の1 別表第一 第30項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 第30項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	事後	法令上根拠修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月24日	I 関連情報、4情報提供ネットワークシステムによる情報連携、②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号 別表第二 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(以下「主務省令」という。)</p> <p>【情報提供の根拠】 ・番号法別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109の各項 ・主務省令 第1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、12の3、15、19、20、25、33、41の2、43、44、46、49、55の2の各条</p> <p>【情報照会の根拠】 ・番号法別表第二 第27、42、43、44、45の各項 ・主務省令 第20、25、25の2、26の各条</p> <p>【オンライン資格確認の準備業務の根拠】 ・番号法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>番号法第19条第8号 別表第二 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(以下「主務省令」という。)</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び第9条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13項</p> <p>【情報提供の根拠】 ・番号法別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、81、87、88、93、97、106、109、120の各項 ・主務省令 第1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、12の3、15、19、20、22の2、24の2、25、25の2、33、41の2、43、43の2、44、46、49、55の2、59の3の各条</p> <p>【情報照会の根拠】 ・番号法別表第二 第27、42、43、44、45の各項 ・主務省令 第20、25、25の2、26の各条</p> <p>【オンライン資格確認の準備業務の根拠】 ・番号法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事前	<p>公金受取口座利用開始及びクラウド環境における国保情報集約システム機器更改に伴う修正</p>
令和5年3月24日	IIしきい値判断項目、1対象人数、いつ時点の計数か	令和3年1月27日時点	令和5年1月25日時点	事後	時点修正
令和5年3月24日	IIしきい値判断項目、2取扱者数、いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正